

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上に努めることを責務とし、株主に対する経営の透明性と効率性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1 - 2 - 4 (株主総会招集通知)

当社は、現時点におきましては、株主構成や実務的負担を鑑みて議決権の電子行使を可能とする仕組みの採用や招集通知の英訳は実施しておりません。今後につきましては、機関投資家や外国人株主の株式保有比率の推移などを踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

補充原則3 - 1 - 2 (英文による情報開示)

当社では、実務的負担や外国人株主比率などを考慮し、英語による情報開示は行っておりませんが、引き続き外国人株主比率の変動や環境の変化に合わせて検討してまいります。

補充原則4 - 1 - 3 (後継者計画の策定)

当社では、後継者の承継について、経営方針や経営戦略を踏まえて人事異動・部署への配置・教育研修への参加などを通じて経営者に必要な知識・経験・能力を有する人材育成を行っておりますが、後継者計画の策定については、今後の取締役会において十分な審議を行い計画の構築を検討してまいります。

補充原則4 - 10 - 1 (指名・報酬等への独立社外取締役の関与)

当社は、指名・報酬委員会など独立した諮問委員会は設置しておりませんが、取締役の指名・報酬については、2名の独立社外取締役を含む監査等委員会が形成した意見を参考に審議を行っており、取締役会の機能の独立性・客観性並びに説明責任等は確保されていると考えております。

補充原則4 - 11 - 3 (取締役会の実効性の分析・評価)

当社は、四半期ごとまたは必要に応じて開催される取締役会において法令に定められた事項及び業務執行に係る重要事項等について適時・適切に審議・決定されております。取締役会開催とは別に毎月取締役協議会及びMR会を開催しており、そのなかで経営課題について各取締役は部門毎の進捗状況や課題を報告し、活発な議論を重ねることなどにより自己評価や相互評価が行われております。しかしながら、現状当社では取締役会の実効性の分析・評価方法及び結果の開示については整備されておりませんので、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1 - 4 (政策保有株式)

政策保有に関する方針を「有価証券報告書」の株式の保有状況において、その保有のねらい・合理性について開示しております。当社は、取引関係の維持・関係強化や事業運営上の必要性その他の理由を勘案し、その時々において企業価値の向上に資すると判断の上取得した株式を継続保有しております。その上で、個別銘柄の保有の妥当性について、取締役会において検証しており、保有意義の薄れた株式については、当該企業の状況を勘案した上で売却を実施しております。また、政策保有株式の議決権につきましては、当社の保有目的に照らし合わせて、各社の経営状況や経営方針等を総合的に判断して行使することとしております。

原則1 - 7 (関連当事者間の取引)

当社では、関連当事者間で取引を行う場合には、関連当事者との取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会において取引内容の妥当性・取引金額及び取引条件等について承認を得た上で行うこととしております。また、関連当事者との取引について、会社法及び金融商品取引法等に従って取引の内容等を開示することとしております。

原則2 - 6 (企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、現時点において、企業年金に該当するものではありません。

原則3 - 1 (情報開示の充実)

(1) 経営計画につきましては、競合相手への情報提供になるデメリットも考慮した上で、決算時での開示あるいは、有価証券報告書の第2「事業の状況」へ、公開できる範囲内で明確に記載しております。

(2) コーポレート・ガバナンスについての基本的な考え方につきましては、本報告書「 - 1. のとおりです。

(3) 取締役に関する報酬(監査等委員である取締役を除く。)につきましては、株主総会で承認を得た範囲内において会社の業績や経営内容、経済情勢などを考慮して代表取締役が素案を立案し、2名の独立社外取締役を含む監査等委員会が形成した意見を参考にした上で取締役会において、金額の妥当性を十分に審議して報酬を決定しております。

(4) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)並びに監査等委員である取締役候補は、取締役会にて職務経験や人格・識見を考慮した上で、2名の独立社外取締役を含む監査等委員会が形成した意見を参考にして、当社に最善の利益をもたらす候補者を選挙し、その上で株主総会の決議により選任されております。また、解任についても、取締役会で解任の是非を審議することとしております。

なお、監査等委員である取締役候補は、事前に監査等委員会の同意を得ることになっております。

(5) 上記(4)についての説明におきましては、必要に応じて株主総会での議案上程時や、独立役員の開示などを適切に行っております。また、株

主総会招集ご通知に個人別の略歴及び取締役候補者の選解任理由を記載しております。

補充原則4 - 1 - 1 (経営陣に対する委任の範囲)

取締役自身あるいは取締役会の責任及び権限につきましては、取締役職務規則によって明確に定められております。また、取締役会におきましては、四半期ごとの決算の確認や、株主総会に係る事項など、重要な議題を絞り込んで設定するとともに、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に即した事業遂行をしております。

原則4 - 9 (独立社外取締役の独立判断基準及び資質)

当社は、会社法上及び東京証券取引所の定める独立性基準において判断し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立社外取締役の候補者を選定しております。また、候補者に求める資質につきましては、当社の取締役会において建設的な検討への貢献が期待でき、当社の企業価値の向上に資する能力や経験を有していることを重視しております。

補充原則4 - 11 - 1 (取締役の選任に関する方針・手続)

当社の取締役会は自らの企業規模と業務内容を鑑みて取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名以内、監査等委員である取締役3名で構成することを、定款に定めております。その上で、取締役の選任時においては、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を十分に考慮しており、また、社外取締役については専門的知識を重視しながら、東京証券取引所の定める独立性基準に基づき選任をしております。なお、現在取締役に1名の女性取締役が選任されております。

補充原則4 - 11 - 2 (取締役の兼任状況)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)並びに監査等委員である取締役全員は、その役割・職務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社の業務に振り向けており、現時点での他の上場会社の役員は兼任しておりません。

補充原則4 - 14 - 2 (取締役に対するトレーニング方針)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)並びに監査等委員である取締役の担当部門の知識は業務経験を経て養われております。着任後のスキル向上は、自己啓発並びに各種機関の研修会などの参加により果たしております。その費用は会社負担としております。

原則5 - 1 (株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、決算短信や有価証券報告に記載している情報以外にも、企業の現況の把握に有益な業務情報をホームページ上にてタイムリーかつ積極的に紹介をすることにより、株主の皆様との建設的な対話が出来する環境作りに努めております。

その上で、株主の皆様から対話(面談)の申し込みがあったときは、会計責任者(財務担当取締役)及び総務部が窓口になり対処し、その内容は取締役会に報告しております。

但し、特定の株主様に対してインサイダー情報を伝達することがないように、決算発表日前には投資家との対話を控える期間を定めております。また、社内の情報セキュリティ管理規定などに従い厳格な統制を実施することにより情報の漏洩に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木戸 修	89,800	7.04
菊川 厚	59,912	4.70
菊川 博史	58,000	4.55
株式会社百五銀行	57,700	4.52
株式会社平安コーポレーション	55,200	4.33
株式会社三菱UFJ銀行	51,964	4.07
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	41,900	3.28
光通信株式会社	29,100	2.28
菊川 敦子	28,915	2.27
UNEARTH INTERNATIONAL LIMITED	27,100	2.12

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3月

業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渋谷 良輔	他の会社の出身者											
今井 義之	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渋谷 良輔	○	○	_____	金融機関における長年の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見、監査に必要な専門性と幅広い分野について豊富な知識を有していることから、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、当社取締役会の決議をもって同氏を独立役員として届けております。

今井 義之	○	○	—	金融機関における長年の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見、監査に必要な専門性と幅広い分野について豊富な知識を有していることから、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、当社取締役会の決議をもって同氏を独立役員として届けております。
-------	---	---	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
監査等委員会は、内部統制事務局と連携して監査を実施しており、また、監査等委員のうち社内取締役1名が常勤監査等委員であることから、現在は監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
当社の内部監査は、内部統制事務局(兼任)による年間監査計画に基づき、社長直属の内部監査員20名(兼任)による内部監査を実施しております。また、月次マネジメントレビュー等にて、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点・指摘事項の回答並びに是正・改善状況を報告し確認しております。当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名、うち2名が社外取締役であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、監査等委員である取締役が必要に応じ、マネジメントレビューの内部監査結果を考慮し、会計監査を担当する監査法人トーマツとも随時、監査結果の報告及び会議等を通じて相互連携を図りつつ、その業務を行っております。 (注)内部監査員は社内教育を経て社長より資格認定され、独立した立場で自部署以外の内部監査を実施します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項
当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役に全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明
制度の必要性は認識しておりますものの、現状では適正な報酬体系を慎重に検討してまいりたいと考えております。
ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び定時株主総会招集通知において、取締役・監査等委員別に総額開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で社外取締役を含む取締役会において妥当性を検討の上決定しております。また、監査等委員の報酬については、監査等委員会で協議の上、決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する各種情報の伝達は、総務部で行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	更新	0 名
--------------------------	----	-----

その他の事項

制度はありますが、現在は対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)
当社の経営上の意思決定機関として位置づけられる取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名、監査等委員である取締役3名(うち2名は社外取締役)で構成されております。取締役会は、本決算及び四半期決算ごとに開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規則に定められた事項や当社の経営方針に関する意思決定を行い、取締役の業務執行の状況を逐次監督しております。

(監査等委員会)
監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(常勤1名・非常勤2名)で構成され、うち非常勤の2名が独立社外取締役であります。監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席並びに重要書類等の閲覧、内部統制事務局および会計監査人との連携を通じて監査・監督に関する重要事項の報告、協議及び決議を行っております。

(会計監査)
会計監査については、有限責任監査法人トーマツに委嘱しておりますが、期末、第1四半期、第2四半期、第3四半期、期中において適宜監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は鈴木朋之と藤井淳一であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士3名、その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社体制を選択しております。取締役会における議決権を持つこと及び複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることができると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社に関わる全ての方々の立場を尊重することを念頭に行動をしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条4項6号に基づき、取締役の職務の遂行を法令及び定款に適合させ、会社全体の業務の適正さを確保するために、その体制並びにリスクを網羅的・総括的に管理する内部統制システムを確保することを目的とする。なお、会社法に基づき上記目的を達成するために、以下の基本方針を定める。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理意識をもって行動すべく、取締役会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行の監督を行うとともに、監査等委員会設置会社制度により監査等委員が取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行を厳正に監督する。また、当社の取締役は、当社の経営理念「われわれは、木材工業とともに歩むX年(※)の歴史と伝統を重んじ、未来に挑戦すべく、労使協力し、日夜研鑽を重ね、我国産業発展振興の一翼を担う使命感をもちつづけ、社会に奉仕することにより、会社の繁栄と全員の幸を実現するため総力を結集しよう」の精神を踏まえ、コンプライアンス(行動規範/法令の遵守)を重視して内部統制システムの整備充実に努める。
(※)X年...当社の創立からの歴史で読み替える(2020年6月現在122年)

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書(電磁的記録を含む)は「取締役職務規則」に定める文書取扱方法に基づき、これに関連する資料とともに適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に対するリスク管理体制を「危機管理規則」に定め、平時からのリスクマネジメントにより、危機の発生を未然に防止するよう、細心の注意を払う。また、危機の発生に際しては直ちに対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役職務規則」により、取締役の責任と権限を明確にして、迅速かつ合理的な意思決定を心掛け、効率的な職務執行を行う。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査等委員会の職務を補助する事務局的な部署並びに使用人は設置しない。但し、必要に応じて補助すべき使用人を置き得ることとする。

なお、その場合には、当該使用人の人事異動・人事評価査定などについては監査等委員会と事前協議を行い、その同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(6) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、法令の規定事項のほか、次の事項を監査等委員会へ報告することとする。

当社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼす恐れがある事実を発見したとき、その当該事実に関する事項

当社の役職員が法令または定款に違反する行為を行う恐れがあると考えられるとき、またはこれらの行為が行われてしまったとき、その当該事実に関する事項

当社全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定

当社の業績及び業績見込みの重要事項開示内容

監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人については、その当該事項

(7) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に周知徹底する。

(8) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用等の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査の実施にあたり、監査等委員会が必要と認める場合において、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制を取る。とりわけ代表取締役並びに監査等委員は会計監査人との密接な情報交換を心掛け、適切かつ効率的な監査を目指す。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、警察や三重県企業防衛対策協議会などの外部専門機関と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を遮断するとともに、社内においては当社の「倫理規範」の中で定めて周知徹底しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制図

キクカワエンタープライズ株式会社

